

石狩後志海区漁業調整委員会指示第5号

さけ・ます資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年3月16日

石狩後志海区漁業調整委員会  
会長 濱野勝男

何人も、海面のうち、次表の左欄に掲げる河口付近の区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、さけ及びますを採捕してはならない。ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）による地方独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りではない。

総合振興局名 及び河川名	区 域				沖合	期 間	
	河 口		沖合方位				
	左海岸	右海岸	左方	右方			
後志	珊内川	河口左岸より 300メートルの 位置	古宇郡珊内村 神恵内漁港(珊 内地区)新西 防波堤基部西 側点の位置 (300m)	度分 243.00	度分 243.00	メートル 300	4月1日から 8月31日まで
	古宇川	古宇郡神恵内村 大字神恵内村 10番地の4地 先に知事が建設 した標柱の位置  (300m)	古宇郡神恵内 村大字神恵内 村字浜中83番 地の116地先 に知事が建設 した標柱の位 置 (300m)	225.00	225.00	300	4月1日から 4月30日まで
	野東川	岩内郡岩内町字 野東15番の4 地先に知事が建 設した標柱の位 置 (300m)	岩内郡岩内町 岩内港西防波 堤基部西側点 の位置 (700m)	345.00	5.00	600	4月1日から 8月19日まで
	尻別川	寿都郡寿都町字 磯谷町能津登 355番地先に知 事が建設した標 柱の位置 (1,000m)	磯谷郡蘭越町 港町1,512番 地先に知事が 建設した標柱 (1,000m)	299.30	300.00	1,000	4月1日から 4月30日まで

備考

注1) この表による河口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。

基点ア 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

基点イ 基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点ウ 基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点エ 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

注2) この表中で示している距離のうち、( )内の数字は、標柱までの一応の目安である。

注3) 指示期間は指示した日から令和7年8月31日までとする。